

JUIDA 国家ライセンススクール運営支援サービス利用規約

(総則)

第1条 JUIDA 国家ライセンススクール運営支援サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（以下、「JUIDA」という）が、JUIDA 国家ライセンススクール運営支援サービス（以下、「本サービス」という。）を、希望する JUIDA 認定スクールに提供するにあたって、認定スクールと JUIDA との権利と義務とを定めるものである。

(定義)

第2条 本規約中の用語の定義は以下のとおりとする。

「国家ライセンス」・・・国土交通省が航空法 132 条にて定める国が発行する操縦技能証明
「JUIDA 国家ライセンススクール運営支援サービス」・・・国土交通省が航空法 132 条で定める登録講習機関への登録または運営を支援する事業

「JUIDA 国家ライセンススクール」・・・JUIDA の認定スクールのうち、登録講習機関への登録および運営を行おうとするもの

「利用者」・・・本サービスを利用する JUIDA 認定スクール

「申請者」・・・本サービス利用のための申請を行う JUIDA 認定スクール

(適用範囲)

第3条 本規約は、JUIDA と利用者および申請者との間に適用されるものとする。

(契約の成立)

第4条 申請者は、本規約、その他 JUIDA が定める規約、基準及び JUIDA による説明内容を承諾の上、JUIDA の用意する申請手段で本サービスの申請を行い、JUIDA が承認する旨の通知を発した時点で、本規約を内容とする本サービスの利用契約（以下、「本契約」という。）が成立し利用者になるものとする。尚、申請者が本サービスの利用を申請した場合、当該申請者は、本規約に異議なく同意したものとみなす。

2. 申請の承認にあたっては、所定の審査に基づき JUIDA が判断するものとする。申請者は、本契約の締結と同時に、別紙の「JUIDA 国家ライセンススクール運営支援サービス利用条件」および「適合性チェックリスト」に同意することとする。

3. 利用者は、本サービスの利用開始および更新日から1か月以内に、第13条に定める年間利用料を JUIDA に支払わなければならない。

4. 本契約は JUIDA 認定スクールを対象とするものであり、利用者が JUIDA 認定スクールとしての地位を失った場合、本契約の成立もあわせて失効するものとする。

(期間)

第5条 利用者は、本契約が成立した日から、契約成立日の同年度の3月末日まで、および、更新を受けた日から1年間利用者としての地位を有するものとする。

(契約の更新等)

第6条 本契約は、その更新日を迎えた後も、原則として更新される。ただし、利用者は本契約が更新される日の前日までに JUIDA に対して本契約の解除申請を行うことができる。本契約の解除を行う場合は JUIDA の定める手続きに従うものとする。

2. 更新後の JUIDA による本契約の有効期間は更新日から1年間とする。
3. 本契約の解除申請が JUIDA によって受理された場合、または更新費用が支払われなかった場合、本契約は失効するものとし、利用者は次条に掲げる利用者としての権利を失うものとする。
4. 前項に関わらず、利用者がやむを得ない事情により本サービスの利用を継続できない場合、JUIDA の承認を得た上で休止とすることができる。休止中は第13条に定める年間利用料の支払は発生しないものとする。休止中、利用者は登録講習機関としての講習および修了審査の実施はできないものとする。

(利用者の権利)

第7条 利用者は、以下の支援を受けることができる。尚、費用については以下、②、③、⑤、⑦については第13条の年間利用料に含むものとする。ただし、②についてはシステムの拡張により費用が変更になる場合がある。その他については別途定めるものとする。

- ① 国家ライセンス制度に対応した講習テキスト購入の権利
- ② 国家ライセンス制度に対応したシステム利用の権利
- ③ 国家ライセンス制度に対応した監査を受ける権利
- ④ 国家ライセンス制度に対応する講師養成講座受講の権利
- ⑤ 国家ライセンス制度における登録手続きにあたっての雛形の利用
- ⑥ 国家ライセンス制度に対応する管理者養成講座受講の権利
- ⑦ 国家ライセンス制度に関連する問い合わせを行う権利
- ⑧ その他 JUIDA が必要と認めたものを購入、享受する権利

(利用者の責務)

第8条 利用者は、本サービスの利用にあたって、各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① JUIDA が定める「教育方針」に従うこと。
- ② JUIDA が定める利用条件に適合すること。
- ③ JUIDA から提供するテキスト（有償）を受講生全員に対して一人一セット（座学/実技）

利用させること。また、原則として、講義の実施は JUIDA から提供するパワーポイントを投影して行うものとするが、オンライン講習等によりツールを利用する場合は当該パワーポイントの内容を録画して放映する等の方法によることができる。その他のケースについては国土交通省への届出の前に JUIDA に事前に承認を得るものとする。

- ④ JUIDA が指定するシステムを使用すること。
- ⑤ 受講生への指導は JUIDA が教育を行った講師によること。
- ⑥ JUIDA 国家ライセンススクールの管理者は JUIDA が教育を行った管理者であること。
- ⑦ JUIDA が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- ⑧ 国家ライセンス制度に対応した監査を受けるにあたっては、本利用規約を遵守のうえ受査すること。また、登録講習機関等監査実施団体の各種要請に協力すること。
- ⑨ JUIDA が登録講習機関等監査実施団体として監査を行っている場合に、利用者は、前号の監査実施時に本規約に違反する事象が確認された場合は、直ちに是正する措置を講じなければならない。また、その是正措置に因って発生した費用は、第 13 条に定める「年間利用料」の対象外であることを了承する。尚、登録講習機関等監査実施団体が JUIDA でない場合は、JUIDA の求めに応じて、別途適宜適合性の確認に対して対応するものとする。
- ⑩ JUIDA が求める場合は、指定する財務状況等に関する情報を提出すること。
- ⑪ JUIDA が求める場合は、講習機関証を提出すること。
- ⑫ 業務の実施にあたって必要となる手続きに協力すること。
- ⑬ その他法令等を遵守すること。
- ⑭ 第 13 条で定める年間利用料を JUIDA が定める期限までに JUIDA に対して納付すること。
- ⑮ むやみに他の利用者の営業を妨害しないこと。

(システム)

第 9 条 システムに関する規則およびその詳細は、JUIDA が定める「システム利用規約」によるものとする。利用者はシステム利用規約に同意し、その定めに従うものとする。

2. 利用者は、講習を受講する者から得る個人情報について、JUIDA における本サービスの円滑な運営を実現するために、個人情報を JUIDA に対して提供する旨を、講習開始前にあらかじめ JUIDA 所定の書面により合意を得るものとする。

(スクール責任者等の設置)

第 10 条 利用者は、国家ライセンス制度に係る責任者として、責任者を設置する。

2. その他法令等の定める担当者を設置するものとする。

(営業実施場所)

第 11 条 営業実施場所についての基準は、法令等の定めによる。また、本サービスの告知を

目的として JUIDA ホームページ上にて各実施場所の情報を公開する場合がある。

(競業禁止)

第 12 条 利用者は、JUIDA 国家ライセンススクール事業と類似する事業を自ら営み、もしくは第三者をして営ませ、または第三者の登録講習機関への登録または運営を支援する事業およびこれと類似する事業に参加してはならない。本条の規定は、本契約が有効期間満了または契約解除により終了した場合でも、有効期間満了または解除から 3 年を経ない限り、なお効力を有し存続するものとする。

(年間利用料)

第 13 条 利用者は第 7 条の規定に則り、JUIDA に対し本サービスの年間利用料として以下の金額を支払う。

①事務所 1 か所につき金 3 6 万円 (税別)

2. 年間利用料の納付は JUIDA が定める更新日から 1 か月以内に JUIDA に対して支払うものとする。年間利用料の支払確認を以って同条件で更新日から 1 年間サービスを利用可能とする。尚、利用者からの報告後に、営業実施場所の追加が判明した場合には JUIDA から追加料金分の請求を行うものとする。
3. 年間利用料の納付は前項の期限までに指定の口座に振り込むものとする。
4. 年間利用料の対象となる第 7 条第 3 号の監査はオンライン監査とし、実地監査 (往査) については別途定めるものとする。

(秘密保持)

第 14 条 利用者は、本契約に基づき知り得た JUIDA に関する営業上、運営上、技術上の一切の事項を営業秘密として保持し、これを第三者に漏洩してはならない。

2. 利用者は、JUIDA より販売、交付又は貸与されたマニュアル、書類、資料等を、第三者の目に触れないように厳重に保管し、受講生への販売を除き、JUIDA の書面による事前承諾なくして、自ら転写、複写等をし、もしくは第三者をして閲覧、転写、複写等をさせてはならない。また各利用者の経営内容を表わす総ての資料についても同様とする。
3. 利用者は、自己の役職員に対しても、本条に基づく秘密保持義務を遵守させるものとする。
4. 利用者は、本契約終了後も本条の義務を負うものとする。

(知的財産権)

第 15 条 JUIDA が提供する教材、マニュアル、資料等の著作権及びその他知的財産権は、JUIDA 又は JUIDA が許諾を得た第三者に帰属する。

2. 利用者は、JUIDA 国家ライセンススクールとしての講習において必要と認められる場合

または事前に JUIDA の書面による承諾が有る場合を除き、JUIDA が有している知的財産権を使用、侵害、複製し、または第三者に使用させてはならない。JUIDA の知的財産権が自己に開示・貸与されるときでも、その権利は JUIDA の固有の財産として、JUIDA に帰属し、いかなる方法によっても JUIDA の知的財産権の効力に異議をとないまたはこれに対する権利の主張をできないものとし、また JUIDA の知的財産権の登録を目的としたいかなる出願もしてはならない。

(免責)

第 16 条 利用者が利用者の受講生その他の第三者に対して与えた損害や発生した事故等による被害に対して、JUIDA は何らの責任を負わないものとする。

2. JUIDA は登録講習機関の登録及び届出の完了を保証するものではなく、登録講習機関への登録及び届出にあたっての申請が受理されなかった場合においても、JUIDA の帰責事由がある場合を除き、何らの責任を負わないものとする。
3. 利用者は本サービスを活用して利用者が講習を行った上で受講者が修了審査を受験した際に、受講者の合格を保証するものでないことを確認する。
4. 利用者は本サービスを活用して国土交通省の定める監査を受けた場合に監査についての適合性を保証するものではないことを確認する。

(反社会的勢力の除外)

第 17 条 利用者および申請者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明するとともに、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者をいう。以下同じ)であること
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者および申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にも該当する行為を行わないことを保証する。
- ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. JUIDA は、利用者および申請者が前二項に違反した場合は、何らの催告を要することなく、本規約およびこれに付随してなされた個別の合意の全部または一部を解除することができる。

この場合において、利用者および申請者に損害が生じても、利用者および申請者は JUIDA に対し一切その賠償を請求することはできないものとする。

(解除)

第 18 条 利用者が、以下の各号の一つに該当する場合、JUIDA は、利用期間内であっても、本契約を解除することができる。このとき、利用者は第 7 条に掲げる利用者の権利を失うものとする。利用者が本条またはその他の本規約の規定により利用者としての地位を失ったとき、JUIDA 国家ライセンススクールとしての地位を同時に失うものとする。尚、本契約が解除された場合であっても、利用者が既に JUIDA に納付した年間利用料の減額・返金は行われぬものとする。

- ① 本規約の条項の一に違反し 20 日間の改善勧告を経ても是正されないとき
- ② JUIDA が指定する利用条件に利用者が適合していないと JUIDA が判断したとき
- ③ 偽りその他不正の手段により本サービスの加入が判明したとき
- ④ 正当な理由がなく、利用者が JUIDA の要請または協力依頼に従わないとき
- ⑤ 他の利用者または JUIDA に対して利用者のサービス利用に対して利用停止の依頼があり、その理由が正当であると認められるとき
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、法令または法令に基づいてする行政庁の処分等に違反し、その内容が重要であると認められたとき
- ⑦ 利用者が第 8 条で定める事項に反する事が判明したとき
- ⑧ JUIDA が指定する期限までに年間利用料の支払が確認できないとき

(解除の方法)

第 19 条 利用者が前条の各号の一つに該当した場合は、JUIDA は書面による通知によって本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 利用者が本規約に違反し JUIDA に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(譲渡禁止)

第 21 条 利用者は、本規約により生ずる権利義務の全部または一部を、JUIDA の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

(協議解決)

第 22 条 本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、JUIDA と利用者が誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(業務の委託)

第 23 条 JUIDA は、業務を第三者に委託する場合があります、利用者はあらかじめこれに合意する。その場合、JUIDA は第三者に対して秘密保持義務を負わせるものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第 24 条 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規約の変更)

第 25 条 必要な場合には、JUIDA は本規約を変更することができる。変更を行う場合、30 日の予告期間において変更後の新しい規約を利用者に通知するものとする。当該通知は特段の定めがない限り、電子メール等、JUIDA が適当と判断する方法により行うものとする。

(個人情報の取扱)

第 26 条 申請にあたって取得した利用者の個人情報等については、以下に定める JUIDA の「個人情報保護方針」に基づき、関係省庁からの照会や JUIDA のスムーズな運営の為、JUIDA が関係省庁を含む第三者に開示することがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

その他の個人情報の取り扱いについては、JUIDA のホームページに掲示する「個人情報保護方針」によるものとする。

○JUIDA 個人情報保護方針

<https://uas-japan.org/privacypolicy/>

第 27 条 本契約が有効期間満了または契約解除により終了した場合でも、本条および下記の条文はなお効力を有し存続するものとする。

① 第 12 条(競業禁止)

- ② 第 14 条(秘密保持)
- ③ 第 15 条(知的財産権)

(附則)

1. 本規約は、令和 4 年 8 月 31 日より施行する。
2. 本規約の改定および廃止は理事会の決議により行うことができるものとする。

改定履歴

令和 6 年 3 月 31 日 第 2 版改訂